

労働者死傷病報告の様式が改正されました

- 労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません。(労働安全衛生規則第97条)
- 派遣労働者については、**派遣元**及び**派遣先**双方の事業者がそれぞれ所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出する必要があります。
- 今般、労働者死傷病報告(休業4日以上に係るもの)の様式が改正され、平成22年4月1日から、**派遣元の事業者は、派遣先の事業場の郵便番号を記入することとなりました。**

休業4日以上に係る労働者死傷病報告 (労働安全衛生規則様式第23号)の改正部分

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働者死傷病報告

この欄に記入する場合は、**派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号を記入すること。**

この欄に記入する場合は、**派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称を記入すること。**

この欄に記入する場合は、**提出事業者の区分**欄に記入すること。
提出事業者の区分
 派遣先
 派遣元

この欄に記入する場合は、**派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号を記入すること。**

この欄に記入する場合は、**派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称を記入すること。**

この欄に記入する場合は、**提出事業者の区分**欄に記入すること。
提出事業者の区分
 派遣先
 派遣元

派遣労働者が被災した場合に記入する欄

- ① 提出事業者を**派遣元**又は**派遣先**の事業者に区分する欄
- ② **派遣元**が派遣先の事業場の名称を記入する欄
- ③ **派遣元**が派遣先の事業場の郵便番号を記入する欄 (今回の改正により新たに設けられた欄)



厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署

派遣元の事業者の皆様へ

- ・ 派遣労働者が派遣中に労働災害等により死亡し、又は休業したときには、**派遣元**は、**派遣先**に対し、所轄の労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告の写しの送付を求めてください。
- ・ **派遣元**は、**派遣先**から送付のあった写しの内容を踏まえ、労働者死傷病報告を作成し、**派遣元の事業場**を所轄する労働基準監督署に提出してください。

派遣先の事業者の皆様へ

- ・ 派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、**派遣先**は、労働者死傷病報告を作成し、**派遣先の事業場**を所轄する労働基準監督署に提出してください。
- ・ **派遣先**は、労働者死傷病報告を所轄の労働基準監督署に提出した場合には、その写しを**派遣元**に送付してください。

○ 平成22年4月1日以降に労働者死傷病報告を提出するときは、

- ・ 被災労働者が派遣労働者であるか否かにかかわらず、改正後の様式第23号(新様式)で提出してください。
- ・ 労働災害等の発生年月日が平成22年3月31日以前であっても、新様式で提出してください。

このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署までお願いします。